

## 居宅介護支援重要事項説明書

### 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 : 0282-21-8577

担当者: 塚原 あゆり

※ご不明な点は、なんでもおたずね下さい。

### 2. 事業所の概要

#### (1) 事業所番号及びサービス提供地域

事業所名	はまりハケアプランセンター大平
所在地	栃木県栃木市大平町西野田202-1
介護保険事業所番号	0970302287
サービス提供地域	栃木市（西方町を除く）・佐野市 ・小山市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

#### (2) 事業所の職員体制（令和 7年 10月1日現在）

	資 格	常勤	非常勤	業務内容	計
管 理 者	介護支援専門員	2名	1名	管理及び 介護支援	3名

#### (3) 営業時間

月曜 ～ 金曜	午前 8時 30分 ～ 午後 5時 30分
---------	-----------------------

※上記の内、祝日、お盆（8月13日から16日まで）年末年始（12月30日から1月3日まで）

は休業とさせていただきます。

### 3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

#### (1) 契約の締結

お電話でお申し込み下さい。担当者が説明にお伺いいたします。当事業所にケアプラン作成について相談することでご了承いただけましたら、契約書を取り交わします。

#### (2) 居宅サービス計画の作成

利用者の方やご家族よりお話を伺い、解決すべき課題を明らかにします。必要があれば関わっている居宅サービス担当者等にもお聞きし、できるだけ正しい情報収集に努めま

す。課題を解決するための居宅サービス計画の原案を作成し、利用者およびご家族に説明し利用者から文書により同意を得ます。サービス担当者会議を開催して作成することもあります。

### (3) 経過観察・連絡調整と再評価

利用者の方やご家族と毎月連絡を取り、利用者の状態やサービスの利用状況について把握します。同時にサービス事業者より実施状況を把握し、必要な連絡調整を行います。状態の変化や利用者の希望に応じて、居宅サービス計画の変更や要介護認定の再申請のお手伝いをいたします。

### (4) 施設入所への支援

利用者が介護保険施設の利用を希望した時は、施設の紹介をする等のお手伝いをいたします。

### (5) 居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合や当事業所がその必要性を判断した時は、双方で話し合い、了承を得た後、居宅サービス計画を変更いたします。

### (6) 給付管理

居宅サービス事業者より実施状況を把握し、それに基づいて毎月給付管理票を作成した後、栃木県国民健康保険団体連合会へ提出いたします。

#### 4・サービスの利用料金

##### (1) 利用料

利用料につきましては、厚生労働大臣の定める基準による金額となります。

ただし、保険料の滞納等がある場合、保険給付金が直接事業所に支払われないことがあります。

この場合は、厚生労働大臣が定める基準による金額をご利用より直接頂戴し、あわせて事業所よりサービス提供証明書を発行させていただきます。（後日、利用者から市町村窓口はこのサービス提供証明書をご提示されますと払い戻しされます。）

当事業所の地域区分は7級地で、1単位は10・21円です。

##### 【介護予防支援費】

区分	要支援1・2
介護予防支援費（Ⅰ） ※地域包括支援センターのみ（委託も含む）	442単位
介護予防支援費（Ⅱ） ※指定居宅介護支援事業所のみ	472単位

##### 【居宅介護支援費Ⅰ】

居宅介護支援費（Ⅰ）	介護支援専門員一人あたりの 担当件数が1～45件	要介護1・2	1086単位
		要介護3・4・5	1411単位
居宅介護支援費（Ⅱ）	介護支援専門員一人あたりの 担当件数が45～60件	要介護1・2	544単位
		要介護3・4・5	704単位
居宅介護支援費（Ⅲ）	介護支援専門員一人あたりの 担当件数が60件以上	要介護1・2	326単位
		要介護3・4・5	422単位

##### 【居宅介護支援費Ⅱ】

居宅介護支援費（Ⅰ）	介護支援専門員一人あたりの 担当件数が1～50件	要介護1・2	1086単位
		要介護3・4・5	1411単位
居宅介護支援費（Ⅱ）	介護支援専門員一人あたりの 担当件数が50～60件	要介護1・2	527単位
		要介護3・4・5	683単位
居宅介護支援費（Ⅲ）	介護支援専門員一人あたりの 担当件数が60件以上	要介護1・2	316単位
		要介護3・4・5	410単位

【加算】

初回加算	新規として取り扱われる計画書を作成した場合 要介護状態区分が2区分以上変更された時、居宅サービス計画を作成する場合	300単位
通院時情報連携加算	医師の診察を受ける際に同席し、医師等に心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、ケアプランに記録した場合。	50単位
入院時情報連携加算（Ⅰ）	病院又は診療所に入院してから3日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	250単位
入院時情報連携加算（Ⅱ）	病院又は診療所に入院してから4日以上7日以内に当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	200単位
イ）退院・退所加算（Ⅰ）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	450単位
ロ）退院・退所加算（Ⅰ）ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	600単位
ハ）退院・退所加算（Ⅱ）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	600単位
ニ）退院・退所加算（Ⅱ）ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること	750単位
ホ）退院・退所加算（Ⅲ）	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによること	900単位
ターミナル ケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者に提供した場合算定	400単位
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用者調整を行った場合	200単位

【減算】

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に80%以上集中等 (指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・特定福祉用具貸与)	1月につき200単位減算
-----------	----------------------------------------------------------------	--------------

運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合 運営基準減算が2月以上継続している場合 算定できない	基本単位数の50%に減算
高齢者虐待防止措置実施減算 未	虐待の発生またはその再発を防止するための措置が講じられていない場合	所定の単位数の100分の1に相当する単位数を減算

【特定事業所加算】

算定要件		加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算A
		(519単位)	(421単位)	(323単位)	(114単位)
①	常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
②	常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること	3名以上	3名以上	2名以上	常勤： 1名以上 非常勤： 1名以上
③	利用者に対する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項を目的とした会議を定期的開催すること	○	○	○	○
④	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	○ 連携可
⑤	算定日が属する月の利用者総数のうち要介護3～5であるものが4割以上であること	○	/	/	/
⑥	介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること	○	○	○	○ 連携可
⑦	地域包括支援センターと連携を図り、みずから積極的に支援困難な事例対応可能な体制を整備していること	○	○	○	○
⑧	地域包括支援センター等が主催する事例検討会等に参加していること	○	○	○	○
⑨	他法人と協働で開催する事例検討会（または研修会）等に参加していること	○	○	○	○ 連携可
⑩	運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○	○	○
⑪	介護支援専門員一人当たりの利用者の平均件数が45名未満（居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は50名未満）であること	○	○	○	○
⑫	介護支援専門員実務研修における科目等に協力または協力体制を確保していること	○	○	○	○ 連携可
⑬	必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○	○	○	○

\* 特定事業所医療介護連携加算125単位 (回数は年間：前々年度3月から前年度2月までの総数)

- 1、特定事業所加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのいずれかを算定している。
- 2、退院退所加算を算定し、その医療機関など連携可数が35回以上であること。
- 3、ターミナルケアマネジメント加算の算定回数が15回以上であること。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお伺いするための交通費を実費請求する場合があります。

(3) 解約料

利用者は、いつでも文書により契約を解約することができ一切料金はかかりません。

(4) 支払方法

料金が発生する場合、月毎の精算とし、毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、15日以内にお支払下さい。お支払いただきますと、領収書を発行いたします。

## 5. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

### (2) サービスの終了

#### ①利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くださればいつでも解約できます。

#### ②当ホームの都合でサービスを終了する場合

人員不足等ややむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

#### ③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

#### ④その他

利用者やご家族などが当介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

## 6. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

### (1) 運営の方針

- ①利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう総合的かつ効率的にサービスの提供を行います。
- ②利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、十分な情報提供と説明を行うとともに、公正な援助を行います。
- ③サービス事業者の選定にあたって、あなたは複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。

- ④あなたは居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を介護支援専門員に求めることが出来ます。
- ⑤利用者が医療機関等に入院した際、その入院先(医療機関)に担当介護支援専門員の氏名・連絡先を伝えてもらうよう依頼します。
- ⑥介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の現況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供いたします。
- ⑦介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。またこの場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付致します。
- ⑧関係区市町村、地域の保険医療及び福祉サービスと綿密に連携し、総合的なサービスの提供に努めます。
- ⑨職務上知り得た情報は、正当な理由なく第三者に提供しません。

## (2) サービス利用のために

- ①介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。
- ②介護支援専門員への研修については内外の研修に参加させております。

## (3) 事業所の運営について

### ①ハラスメント対策の強化

事業所は、居宅介護支援の提供を確保する観点から、ハラスメント防止の対策を行います。

### ②業務継続に向けた取り組みの強化

事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に対する居宅介護支援が継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を行います。

### ③感染症対策の強化

事業所は感染症の発生及びまん延等を防止するため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施訓練等を実施するよう努めます。

#### ④運営規定の掲示について

事業所は、運営規定等の重要事項について、閲覧可能な形で備え置くことで掲示に代えることができるものとしします。

#### ⑤高齢者虐待防止の推進

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の配置を行います。

#### ⑥会議や多職種連携におけるICT（情報通信技術）の活用

運営基準において実施が求められる各種会議（利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く）について、感染症防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等の活用を進めます。なお、利用者又は家族が参加する場合にはテレビ電話等の活用について同意を得ます。

#### ⑦電磁的記録について

居宅介護支援の提供に関して、書面で行うことが規定又は想定されるものについては、作成・保存については書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとしします。

また、交付、説明、同意、承諾等のうち書面で行うことが規定又は想定されるものについては、利用者及び家族の承諾を得て、書面に代えて電磁的方法で行うことができるものとしします。

#### ⑧データベースの活用

介護保険等関連情報に関するデータベース等を活用し、介護サービスの質の向上を図る取り組みを推進します。

#### ⑨居宅サービス計画の数が占める割合

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は〈別紙2〉のとおりです。

## 7. サービス内容に関する苦情

### ①利用者相談・苦情担当

はまりハケアプランセンター大平に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談。苦情を承ります。

担 当 : 塚原 あゆり                      電 話 : 0282-21-8577

FAX : 0282-25-6088

受付時間 午前10時～午後5時（月曜日～金曜日）

### ②その他

はまりハケアプランセンター大平以外に市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

はまりハケアプランセンター大平以外に苦情を伝える場合は、〈別紙1〉をご確認下さい。

## 8. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 9. 当事業所の概要

法人名称：株式会社はまりハ

代表者：代表取締役 白居 優

本部所在地：〒227-0043 神奈川県横浜市青葉区藤が丘二丁目1番7号

電話番号：045-532-8607

法人設立：平成26年

施設等（種別）：株式会社はまりハ はまりハケアプランセンター大平

令和 年 月 日

・居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項の説明を行いました。

<事業者>

所在地 〒329-4421 栃木県栃木市大平町西野田202-1

法人名称 株式会社はまりハ

管理者 氏名 塚原 あゆり

説明者 氏名

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援について重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

代理人 住所

氏名

《別紙1》

サービス内容に関する苦情に関して

\* 介護サービスに関する苦情・相談窓口

**【行政機関その他苦情相談機関】**

窓口	住所	電話番号
栃木市役所 高齢介護課	栃木市万町9番25	0282-21-2251
小山市役所 地域包括ケア推進課	小山市中央町2-2-1	0285-22-9541
佐野市役所 健康医療部介護保険課	佐野市高砂町1 佐野市役所	0283-20-3021
栃木県庁 高齢対策課	宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁	028-623-3149
栃木県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護サービス担当	宇都宮市本町3番9 栃木県本庁合同ビル6階	028-643-2220

- ① 前6か月間（令和7年3月～令和7年8月）に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

・ 訪問介護	23%
・ 通所介護等	56.5%
・ 福祉用具貸与	70%
・ 地域密着通所介護	4%

- ② 前6か月間（令和6年9月～令和7年3月）に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの同一事業所によって提供されたものの割合

・ 訪問介護		
	あいケアステーション	35%
	丸光ケアホームヘルプとちぎ	18%
	ヘルパーステーション八州苑	10%
・ 通所介護等		
	はまりハdayスタジオ大平	52%
	デイホーム 孫の手	13%
	栃木ケアセンターそよ風	6%
・ 福祉用具貸与		
	東京インテリア	30%
	パナソニックエイジフリー	14%
	廣田商事株式会社	12%